

表3-2(1) 騒音に係る環境保全のための措置の実施状況

環境保全のための措置	実施状況
<p>作業現場周辺の状況に応じて低騒音型の建設機械及び工法の採用に努める。</p>	<p>使用する建設機械は、国土交通省指定の低騒音型建設機械及び超低騒音型建設機械の採用に努めた(写真 3-13～写真 3-17)。</p> <p>また、低騒音のサイレントパイラー工法を採用した。</p>
<p>住宅のある地域等において工事個所と家屋等が近接する場合には、地域の状況に応じて防護塀の設置や工種・工法を検討する。</p>	<p>家屋周辺での施工時においては吸音パネル、防音シート及び仮囲いを設置し、周辺への影響の低減に努めた(写真 3-18～写真 3-22)。</p> <p>また、建設機械に防音シート・防音カバー等を設置し、騒音の低減に努めた(写真 3-23～3-24 参照)。</p>

表3-2 (2) 騒音に係る環境保全のための措置の実施状況

環境保全のための措置	実施状況
<p>工事中に著しい騒音を発生させる恐れのある建設機械をやむを得ず使用する場合は、周辺地域の状況に応じて、作業手順作業方法等を十分検討し、影響が予想される同一機械の同時使用は極力避け、騒音の低減に努める。また、必要に応じて騒音レベルの測定を行うなど施工管理に十分配慮する。</p>	<p>作業工程を平準化し、建設機械の集中稼働を避けることで騒音の低減に努めた。工事用機械の稼働については、一箇所集中稼働しないように、上り線と下り線で稼働時期をずらすなど、工事計画の策定上配慮した。工事中に著しい騒音を発生させるおそれのある建設機械をやむを得ず使用する場合は、周辺地域の状況に応じて、作業手順、作業方法等を十分検討し、影響が予想される同一機械の同時使用は極力避け、騒音の低減に努めた。</p> <p>著しい騒音が発生する工事を実施する際は、事前に周辺地域への情報共有を図った。</p> <p>必要に応じて騒音レベルの測定を行うなど施工管理に十分配慮した（写真 3-25 参照）。</p>
<p>工事用車両の走行による騒音の影響については、運行管理等に万全を期しその低減に努める。 また、工事用車両の運転者等に対する指導を徹底し、不必要な警笛等を発しないよう運行管理に万全を期す。</p>	<p>工事用車両の運行時間は、早朝、夜間を避け、制限速度の順守を徹底指導した。</p> <p>また、朝礼や安全教育において法令の遵守、アイドリングの禁止、不必要な警笛等を発しない等、工事用車両の運転者等に対する指導を行うとともに、交通誘導員を配置し、運行形態を管理した。</p>



写真 3-13 環境保全のための措置の実施状況
(低騒音型建設機械)



写真 3-14 環境保全のための措置の実施状況
(超低騒音型建設機械)



写真 3-15 環境保全のための措置の実施状況
(超低騒音型建設機械)

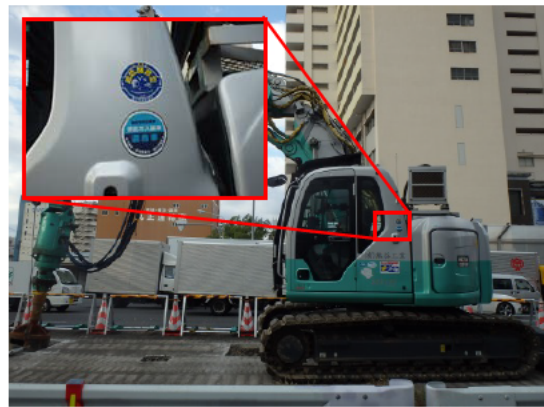


写真 3-16 環境保全のための措置の実施状況
(超低騒音型建設機械)

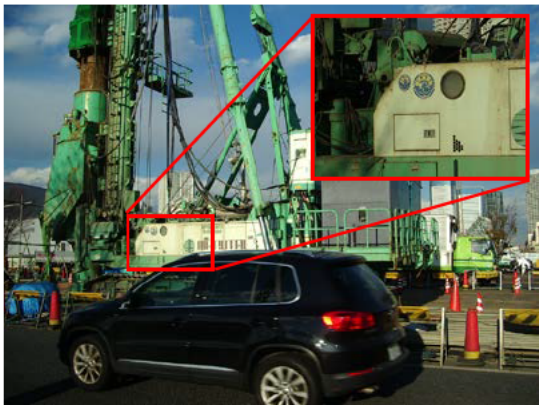


写真 3-17 環境保全のための措置の実施状況
(超低騒音型建設機械)



写真 3-18 環境保全のための措置の実施状況
(吸音パネルの設置)



写真 3-19 環境保全のための措置の実施状況
(吸音パネルの設置)



写真 3-20 環境保全のための措置の実施状況
(防音シートの設置)



写真 3-21 環境保全のための措置の実施状況
(仮囲いの設置)



写真 3-22 環境保全のための措置の実施状況
(仮囲いの設置)



写真 3-23 環境保全のための措置の実施状況
(クローラークレーンのエンジン部への防音シートの設置)



写真 3-24 環境保全のための措置の実施状況
(舗装カッターへの防音カバーの設置)



写真 3-25 環境保全のための措置の実施状況
(騒音計・振動計の設置)